

○雲仙市ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年2月29日

告示第14号

改正 平成21年4月23日告示第87号

平成23年4月18日告示第132号

平成26年12月26日告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱(平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。)第23条の規定に基づき、雲仙市ホームページへの有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 雲仙市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に広告の画像を掲載し、広告主の指定するホームページにリンクするインターネット広告をいう。
- (3) ピクセル デジタル画像を構成する単位をいう。
- (4) アニメーション デジタル画像形式GIFの一つで、一つのファイルの中に複数のGIF画像を保存し、それらを順に表示していく動画表現をいう。
- (5) キロバイト コンピューターが扱う情報量の単位をいう。

(広告物の掲載位置等)

第3条 広告物の掲載位置は、ホームページの市が指定する位置とし、掲載枠数は、六枠以内とする。

(広告物の規格)

第4条 掲載する広告物は、バナー広告とし、広告物の一枠あたり規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規格とする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横160ピクセル
- (2) データ形式 GIF(アニメーション可)・JPEG
- (3) データ容量 100キロバイト以下

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、月の初日から当該月の末日までの1箇月を単位とし、広告主が希望する月数とする。ただし、連続して掲載する最長の期間は24箇月とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の一枠あたり広告掲載料は、月額10,500円とする。

2 要綱第8条第3項に規定する追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。

(広告掲載料の減額)

第7条 市長は、広告主又は広告内容が次の表に定める減額条件を満たす場合は、同表に定める減額率により掲載料を減額することができる。ただし、複数の減額条件を満たす場合は、それぞれの減額率のうち最も大きいものを適用するものとする。

減額条件	減額率 (%)
広告主が市内に主たる事業所等を有する場合	20
広告主が6箇月連続して広告を掲載する場合（ただし、申請時に確定している場合に限る。）	10
広告主が12箇月連続して広告を掲載する場合（ただし、申請時に確定している場合に限る。）	20

(広告物の提出)

第8条 提出する広告物は、電磁的記録及びそれを印刷したものとする。

(一時停止による広告掲載料の還付)

第9条 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を、連続して4日以上一時停止したときは、納付済みの広告掲載料を一時停止した日数に応じ、当該広告主に還付する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済の広告掲載料を30で除した額に一時停止した日数の合計を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てる。

3 前項の規定により還付する広告掲載料は利子を付さない。

附 則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月23日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月18日告示第132号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日告示第95号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に掲載申込があり、かつ、同日以後から新たに掲載する場合の広告については、この告示による改正後の雲仙市広報紙広告掲載取扱要領、雲仙市ホームページ広告掲載取扱要領及び雲仙市公用車広告掲載取扱要領の規定を適用する。